



2023 年度消費者問題学習会を開催しました

2023 年 10 月 22 日(日)、特定非営利活動法人消費者市民サポートちば主催で 2023 年度消費者問題学習会を、実参加とオンラインのハイブリッド形式で開催しました。

学習会は第 1 部「ネット広告の違反事例とステマ規制」、第 2 部「旧統一教会問題、それにどう対処するか」の 2 部構成とし、第 1 部では消費者庁表示対策課内閣府事務官岡田雄介氏、第 2 部では全国靈感商法対策弁護士連絡会代表世話人山口広弁護士にご講演いただきました。会場 19 人、Zoom によるオンラインで 42 人が参加しました。



内閣府消費者庁表示対策課
事務官 岡田 雄介氏

第 1 部では一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示、いわゆるステルスマーケティング（略称：ステマ）告示とその運用基準について学習しました。

講師の消費者庁岡田事務官より、令和 5 年 10 月 1 日施行のステルスマーケティング告示の運用基準について、その考え方と具体例が示され、わかりやすく解説いただきました。

◇消費者庁 景品表示法とステルスマーケティング

～事例で分かるステルスマーケティング告示ガイドブック～

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/assets/representation_cms216_200901_01.pdf



全国靈感商法対策弁護士
連絡会代表世話人
山口広弁護士

第 2 部では講師が 10 月 23 日の解散命令請求について「よくぞここまでってくれた」と評価、36 年 10 か月主張してきたことがようやく、でもこれまで多くの被害者の苦しみ・無念を思うとあまりに遅すぎた、改めて統一教会の組織活動の悪質性、組織性、継続性を痛感、被害者は信者本人とその家族（子供、親、兄弟）、特に二世と高齢者が被害を被っていると 36 年余りの苦闘を振り返りながらご講義いただきました。

今後の問題点として被害救済のための 100 億円以上の資産を確保するために特別措置法の制定を急ぐべきであること、別働隊や分派の活動による被害をどう抑止し被害者を救済するのか、半グレ集団などのより悪質な靈感商法的手口の広がりにも注視していく必要があると指摘がありました。

参加者の感想より

- ・ ステマについてよくわかった。山口弁護士の熱意が伝わった。
- ・ ステルスマーケティングの具体例が参考になった。また、解散命令請求に至った経緯について知ることができてよかった。
- ・ 一市民として、統一教会問題を注視し続けなければならないと感じました。
- ・ 消費者問題も統一教会問題も常にアップデートしないと忘れてしまう。多くの人に知らせるためにも ZOOM 利用も役に立っていると思う。